

ID: 1653

担当部署: 企画財政部 税務課

<b>処分の概要</b>	罹災証明書の交付		
<b>法令名 根拠条項</b>	災害対策基本法 第90条の2第1項		
<b>法令番号</b>	昭和36年法律第223号		
<b>【基準】</b>	<p>法第90条の2の規定による。 (罹災証明書の交付)</p> <p>第90条の2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(第4項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による調査に必要な限度で、その保有する被災者の住家に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</p> <p>3 特別区の区長は、第1項の規定による調査のため必要があると認めるときは、都知事に対して、被災者の住家に関する情報の提供を求めることができる。</p> <p>4 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、第1項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>		
<b>標準処理期間</b>	1か月以内 ※ただし、災害の規模等による。		
<b>備考</b>	<p>『遅滞なく』の具体的な期間は例示されていないが、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き(令和5年3月 内閣府)」によると、「発災から1か月以内を目途に初回の調査を実施し、罹災証明書を交付」とあることから、これを目安にする。</p>		
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和6年4月1日